

令和4年度 栄村水質検査計画

1 基本方針

- (1) 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓に加えて、各水源の原水が採取可能な地点とする。
- (2) 検査項目は水質基準項目及び水源の状況を把握するのに必要な項目とする。
- (3) 水質基準項目等の省略について適用するが、省略可能な項目については3年に1回検査を実施する。
- (4) 給水栓の検査頻度については水道法に基づき、毎日検査、月1回検査、年4回行う検査。
その他の項目については水質データをもとに実施する。
- (5) 水源の検査頻度については、それぞれの状況に応じて設定する。
- (6) クリプトスポリジウム検査並びに指標菌検査については[水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針]に基づき実施する。

2 水道事業の概要

別紙1のとおり

3 検査地点

- (1) 給水栓
配水池系統ごとに、村内21ヶ所を設定し検査を行う。
- (2) 水源
水源の原水が採取可能な地点とする。

4 水質検査項目と検査頻度

(1) 給水栓

水質検査項目

表2の水質基準項目51項目について検査を行う。

また、毎日検査については、表1に示す1日1回行う検査項目について検査を行う。

検査頻度

表2の項目No1、2、38、46～51については、毎月1回検査を行う。

表2のNo10及び21～31については、年4回検査を行う。

表2のその他の項目で検査の省略あるいは検査回数の減が可能な項目については次のとおりとする。

<<検査の省略が可能な項目>>

過去の検査結果の最大値が基準の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源、水源の周辺の状況、薬品等の使用状況並びに資材及び設備の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる項目については、3年に1回の検査を行う。

<<検査回数の減が可能な項目>>

検査の省略ができない項目について、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における検査結果の最大値が基準値の5分の1以下である項目については1年に1回、基準値の10分の1以下である項目については3年に1回の検査を行う。

(2) 水源

水質検査項目及び検査頻度

原水全項目を1年に1回実施する。

水道水におけるクリプトスポリジウム等対策指針により検査を行う。

水源の状況を把握するのに必要な項目について検査を行う。

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行う。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
 - (2) 水源に異常があったとき
 - (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
 - (4) 浄水過程に異常があったとき
 - (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- 水質検査項目は基本的に全項目とするが、状況に応じて項目を決定する。

6 水質検査方法

水質基準項目の検査については、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託する。なお、委託先については下記の条件に十分配慮して決定する。

- (1) 緊急時体制及び水質管理について助言ができる体制が整っていること。
- (2) 複数の検査センターを保有し、緊急災害時には他の検査センターに於いて対応が可能であること。
- (3) 水道水水質基準項目及びクリプトスポリジウムの検査を自社に於いて測定可能であること。

水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査し、水質管理目標設定項目及びその他については厚生労働省水道課長通知、上水試験方法等により行う。

7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び給水栓の検査結果については役場ホームページにて公表する。なお、水質検査計画については毎年度見直しを行い、状況に応じてそのつど改正するものとする。

8 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要がある。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保する。

9 原水及び浄水の水質状況

水源は湧水と深井戸で、現在までの水質は良好な状態であり、浄水についても水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水であると言える。

10 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定において、金属類では変動係数(CV)が10%以下、有機物では20%以下の水質検査を行う。委託先より精度管理結果について報告を求める。

(2) 信頼性保証

水質検査の信頼性を確保するため、委託先に水道版G L P又はI S O導入済みの機関を選定する。

11 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合、検査機関、県地方事務所等関係機関と情報交換を図りながら、現地調査を行い必要に応じて水質検査を行う。

表1 1日1回行う検査項目

No.	検査項目	基準値
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	異常な臭味	異常なし
4	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/ℓ 以上

表2 水質基準項目

No.	検査項目	基準値	No.	検査項目	基準値
1	一般細菌	100個/ml	27	総トリハロメタン	0.1mg/l
2	大腸菌	不検出	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l	30	ブロモホルム	0.09mg/l
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l
6	鉛およびその化合物	0.01mg/l	32	亜鉛及びその化合物	1mg/l
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l
8	六価クロム化合物	0.02mg/l	34	鉄及びその化合物	0.3mg/l
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l	35	銅及びその化合物	1mg/l
10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/l	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l	38	塩化物イオン	200mg/l
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l	39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l
14	四塩化炭素	0.002mg/l	40	蒸発残留物	500mg/l
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l	42	ジェオスミン	0.0001mg/l
17	ジクロロメタン	0.02mg/l	43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l	45	フェノール類	0.005mg/l
20	ベンゼン	0.01mg/l	46	有機物	3mg/l
21	塩素酸	0.6mg/l	47	pH値	5.8～8.6
22	クロロ酢酸	0.02mg/l	48	味	異常でない
23	クロロホルム	0.06mg/l	49	臭気	異常でない
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l	50	色度	5度
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l	51	濁度	2度
26	臭素酸	0.01mg/l			